島根県安来市広瀬町石原
五二一番七　一号
五三六番二　二号
五二六番二　三号
一一六七番　四号から六号まで
一一八一番　七号
一一八七番　八号
一一八九番　九号
五三五番一　十号及び十一号
五三七番二　十二号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
真地下谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県仁多郡奥出雲町上阿井
一三五七番二地先道路敷　一号
一三五七番二　二号
一三五七番十二　三号
一三五六番四　四号
一三五六番三　五号から七号まで
一三五二番一　八号、九号及び十二号
一三五二番一地先道路敷　十号及び十一号
二七二三番一　十三号から十六号まで
二七二二番　十七号から二十号まで
一三四八番一　二十一号及び二十二号
三九七九番一　二十三号
三九七九番一地先道路敷　二十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
生湯町川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県浜田市生湯町
一九九四番七　一号、三号及び四号
一九九四番五　二号
一九九四番四　五号及び六号
二〇一二番三　七号から十一号まで
一二六六番一　十二号
二〇一二番四　十三号
一二六七番九　十四号

○国土交通省告示第百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
御東沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡只見町大字只見
字後山　二四七六番一　一号から七号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沼頭沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡只見町大字黒沢
字上ノ山　七六〇番イ　一号
七八四番二七　二号から九号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ前沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡只見町大字熊倉
字居平　三四四番一　一号
字後口山　七六三番　二号
七〇八番一三　三号
字宮ノ上山　七五九番一地先町有地　四号
七五八番　五号
七六一番三　六号及び七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
糸沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和五十五年建設省告示第七十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡南会津町内川
字糸沢山　八〇〇番　一号及び二号
七九九番　三号
七八九番　四号
七九〇番　五号から七号まで
七八八番一　八号から十号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
カシノ木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和五十八年建設省告示第七百五十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第七百五十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
福島県南会津郡南会津町内川
字上ノ原　二一番二　一号
二四番二　二号
一九番一　十号
字上の山　九二四番二　三号及び四号
九二四番一　五号から九号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長野沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡南会津町長野
字向山　三一九六番七地先道路敷　一号
三一九六番一　二号
三一九六番五三　三号
三一九六番五四　四号及び五号
三一九六番六三　六号
三一九六番六五　七号及び八号
三一九六番七九　九号
三一九六番一二二　十号から十二号まで
三一九六番一七八　十三号
三一九六番一八一　十四号
三一九六番一八六　十五号
三一九六番一八四　十六号
三一九六番二五九　十七号及び十八号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
七曲の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県伊達郡川俣町
字七曲　三三番三　一号
三六番　二号
字百枚田　四番　三号及び四号
一番　五号
八番　六号
一〇番　七号
一四番二　八号及び九号
字獅子喰田　七番　十号及び十一号
字桜ヶ作　二一番　十二号
一七番　十三号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北前沢右支
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県いわき市小川町塩田
字北前　一〇二番　一号
五六番　二号及び三号
二一八番一　四号
二二〇番　五号
二二一番　六号
二二三番　七号
六一番　八号

○国土交通省告示第百四十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ヨ中「下栗町二千九百三十九番地三」を「東簗瀬一丁目三番地二十一」に改め、三ロ「一番四号」を「十四番十一号」に改める。